

(移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準の一部改正)  
 第六十七条 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準(平成十二年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第四項中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改め、同条第八項中「海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の手携する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正)

第六十八条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の手携する身分を示す証明書の様式を定める省令(平成十二年建設省令第十一号)の一部を次のように改正する。

様式中「新潟県海防部」を「新潟県海防部」に改める。

(地方交通審議会規則の一部改正)  
 第六十九条 地方交通審議会規則(平成十三年国土交通省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「企画部地域交通企画課」を「企画振興部企画課(北陸信越運輸局にあつては企画部企画・情報課)」に改める。

(漁業再整備特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部改正)  
 第七十条 漁業再整備特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部を改正する省令(平成十三年国土交通省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「漁業再整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再整備に関する特別措置法」に改める。

(船舶に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第七十一条 船舶に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、同条第二項中「海運支局長があるときは、その海運支局長」を「運輸支局長又は海事事務所長」に改める。

第三条中「海運支局長」を「運輸支局長及び海事事務所長」に改める。

(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第七十二条 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。

別記様式中「新潟県海防部」を「新潟県海防部」に改める。

(小型船舶登録規則の一部改正)

第七十三条 小型船舶登録規則(平成十四年国土交通省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、「沖繩総合事務局長」を削り、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三に定める海運支局」を「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く)を除く)を除く)を削り、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に「海運支局等」を「運輸支局長等」に、「海運支局長等」を「運輸支局長等」に改める。

第四十八条及び第四十九条第二項中「海運支局長等」を「運輸支局長等」に、「海運支局長等」を「運輸支局長等」に改める。

第二十号様式から第二十六号様式までの様式中「新潟県海防部」を「新潟県海防部」に改める。

(小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する省令の一部改正)  
 第七十四条 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する省令(平成十四年国土交通省令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、「沖繩総合事務局長」を削り、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三に定める海運支局」を「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二第一号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く)を除く)を除く)を削り、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所」に「海運支局長等」を「運輸支局長等」に改める。

第十条第二項中「海運支局長等」を「運輸支局長等」に改める。

(船舶法施行細則の一部改正)  
 第七十五条 次に掲げる省令の規定中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。

一 船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)第三条(一)  
 二 中小企業等協同組合法等による倉荷証券発行許可等に関する省令(昭和二十七年運輸省令第一号)第一条第一項

三 離島航路整備法施行規則(昭和二十七年運輸省令第七十一号)第一条及び別記様式  
 四 臨時船舶建造調整法施行規則(昭和二十八年運輸省令第四十二号)第八条  
 五 内航海運組合法施行規則(昭和三十三年運輸省令第三十九号)第一条及び別記様式

六 船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(昭和三十五年運輸省令第三十五号)附則第三項  
 七 船舶労働安全衛生規則(昭和三十九年運輸省令第五十三号)第十四条

八 指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令(昭和四十三年運輸省令第四十九号)第八条の二

九 船舶料理士に関する省令(昭和五十年運輸省令第七号)第七条

十 船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年運輸省令第二十六号)第七条及び別記様式

十一 船舶設備規程等の一部を改正する省令(昭和五十九年運輸省令第二十九号)附則第五条第三項

十二 船舶設備規程等の一部を改正する省令(昭和六十一年運輸省令第二十五号)附則第三条第四項

十三 船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年運輸省令第三十六号)第三十四条

十四 危険物船舶運送及び貯蔵規則等の一部を改正する省令(平成四年運輸省令第五号)附則第二条第四項

十五 小型船舶安全規則等の一部を改正する省令(平成六年運輸省令第十九号)附則第五条第一項

十六 船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成六年運輸省令第四十五号)附則第四条

十七 指定漁船に乗り組む船員の有給休暇に関する省令(平成七年運輸省令第四号)第三条第一項

十八 危険物船舶運送及び貯蔵規則及び海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部を改正する省令(平成十年運輸省令第二十三号)附則第二条第四項

附則第二条第四項